

社会福祉法人春秋会 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春秋会が開設する指定居宅介護支援事業所社会福祉法人春秋会松鶴園（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 社会福祉法人春秋会 松鶴園
- 二 所在地 さいたま市岩槻区大字古ヶ場 1 1 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 松鶴園内（必要に応じて居宅訪問を実施）
 - 二 課題分析表の種類 3団体方式、MD S-HC、全社協方式、竹内式
 - 三 サービス担当者会議開催場所 松鶴園内
 - 四 居宅訪問の頻度 必要に応じて、月1回程度
- 2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 事業所から片道概ね10キロ未満 1,500円
- 二 事業所から片道概ね10キロ以上 3,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市岩槻区の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を選定し、次の措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する責任者 管理者 似鳥孝子
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他運営についての留意点)

第9条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める外、運営に必要な事項は、社会福祉法人春秋会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

最終改定 令和6年6月1日